「青森圏域大規模氾濫時の減災対策協議会」 に関する傍聴規定(案)

- 1. 「青森圏域大規模氾濫時の減災対策協議会」は公開とする。
- 2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により事務局が判断するものとする。 ただし、定員を超えるときは、抽選により決定する。
 - (4)次のいずれかに該当する者は傍聴席に入ることができない。 ア 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者
 - エ マイク、録音機、写真機、ビデオカメラの類を携帯している者 (報道関係者を除く。)
 - オ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - カ 酒気を帯びていると認められる者
 - キ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると 認められる者
 - (5) 傍聴人は、傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。
 - ア 協議会開催中は、厳粛に傍聴すること。
 - イ 協議会の会議における発言に対して、批評を加え、又は拍手その他 の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - ウ 私語、談笑又は騒ぎ立てるなど協議会の妨害となるような行為をしないこと。
 - エ 鉢巻き、腕章の類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる 等の示威的行為をしないこと。
 - オ 携帯電話等の類を携帯している者は、協議会開催中はその電源を切っておくこと。
 - カ 飲食及び喫煙をしないこと。
 - キ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ク その他協議会の議事進行に支障となる行為はしないこと。

- (6) 傍聴人は、協議会で秘密会とする議題があったときは、事務局の指示により速やかに退場しなければならない。
- (7) 傍聴人は、協議会の傍聴に当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- (8) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。